

介護福祉士 修学資金等貸付事業の

ご案内



社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会



申込用紙の
ダウンロードは
コチラ

① 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金

指定養成施設（※1）で、介護福祉士・社会福祉士を目指す学生に修学資金等を貸付します。

貸付額 半年に1回（半年分交付）

- ①修学資金 月5万円以内
- ②入学準備金 20万円（入学時のみ）
- ③就職準備金 20万円（最終回のみ）
- ④国家試験受験対策費用 年4万円以内 介護福祉士のみ
- ⑤生活費加算 生活保護受給世帯他（※2）

連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。
申請者が未成年の場合、保証人は法定代理人とします。
法定代理人が保証人の要件を満たさない場合、別の保証人を立てることができます。

申込先 在学している指定養成施設

<愛媛県内の指定養成施設>

- 介護福祉士 聖カタリナ大学
今治明德短期大学
河原医療福祉専門学校
- 社会福祉士 四国中央医療福祉総合学院

貸付対象者 ①のいずれかと②を満たす方

- ①
 - 愛媛県に住民登録をしている方で、卒業後に愛媛県内で介護業務に従事する方
 - 愛媛県内の指定養成施設の学生で、卒業後に愛媛県内で介護業務に従事する方
 - 学生になる前年度に愛媛県に住民登録があり、指定養成施設での修学のため県外に転居した方で、卒業後に愛媛県内で介護業務に従事する方
- ②
 - 学業成績等が優秀と指定養成施設から認められた方

返還免除要件

資格取得後、介護福祉士又は社会福祉士の登録日と愛媛県内において介護業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から、引き続き5年間（過疎地域従事の場合等は3年間）従事すること。

- ※1 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から3号までの規定に基づく文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設
- ※2 貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると愛媛県知事が認める世帯の世帯員である方。詳細は本会へお問い合わせください。

高等教育の修学支援新制度との併用について

	①修学資金	②入学準備金	③就職準備金 ④国家試験受験対策費用	⑤生活費加算
授業料等減免制度	自己負担額内での併用可	減免後の入学金の自己負担額内での併用可	○	○
給付型奨学金（日本学生支援機構）	○	○	○	×

② 介護福祉士実務者研修受講資金

指定実務者研修施設（※3）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に実務者研修受講資金を貸付します。

貸付額 20万円以内（一括交付）

連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。
個人の場合 ①と②を満たす方

- ①独立の生計を営む成年者（同居人不可）
- ②返済能力を有する成年者（非課税又は均等割のみは不可）

返還免除要件

資格取得後、介護福祉士の登録日と愛媛県内において介護業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から、引き続き2年間従事すること。

貸付対象者

指定実務者研修施設に在学している方

申込先 指定実務者研修施設

- ※3 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は愛媛県知事の指定した養成施設

③ 離職した介護人材の再就職準備金

介護職として一定の知識及び経験を有し、介護職員等として再就職される方に再就職準備金を貸付します。

貸付額 40万円以内（一括交付）

連帯保証人

1個人又は1法人の連帯保証人が必要です。

個人の場合 ①と②を満たす方

- ①独立の生計を営む成年者（同居人不可）
- ②返済能力を有する成年者（非課税又は均等割のみは不可）

申込先 愛媛県社会福祉協議会

返還免除要件

介護職員等として就労した日から、愛媛県内の居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業所若しくは第一号通所事業所で、引き続き2年間、介護職員等として従事すること。

貸付対象者 すべてを満たす方

- 介護職員初任者研修以上の修了した方又は介護福祉士の方
- 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所で介護職員として1年以上の実務経験がある方
- 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労又は内定した方
- 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの間に、あらかじめ、愛媛県福祉人材センターに届出又は登録を行い、本会の定める再就職準備金利用計画書を提出した方

④ 障害福祉分野就職支援金

他業種で働いていた方で、一定の研修を修了（※4）し、障害福祉分野に就職される方に就職に係る準備経費を貸付します。

貸付額 20万円以内（一括交付）

連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。

個人の場合 ①と②を満たす方

- ①独立の生計を営む成年者（同居人不可）
- ②返済能力を有する成年者（非課税又は均等割のみは不可）

申込先 愛媛県社会福祉協議会

返還免除要件

障害福祉職員として就労した日から、愛媛県内の障害福祉サービスを提供する事業所又は施設で、引き続き2年間、障害福祉職員として従事すること。

貸付対象者 すべてを満たす方

- 介護職員初任者研修以上の研修、居宅介護初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）、同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること）、行動援護従業者養成研修のいずれかを修了した方
- 障害福祉サービスを提供する事業所又は施設においてサービス利用者に直接サービスを提供する者として就労又は内定している方
- 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方

※4 障害福祉分野への就職と同時に研修を受講し、研修終了後に研修修了証を提出する方も対象となります。その場合は、事前に本会へご相談ください。

離職した介護人材の再就職準備金・介護分野就職支援金との併用はできません。

5 介護分野就職支援金

他業種で働いていた方で、初任者研修以上の研修を修了（※5）し、介護分野に就職される方に就職に係る準備経費を貸付します。

貸付額 20万円以内（一括交付）

連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。

個人の場合 ①と②を満たす方

- ①独立の生計を営む成年者（同居人不可）
- ②返済能力を有する成年者（非課税又は均等割のみは不可）

申込先 愛媛県社会福祉協議会

返還免除要件

介護職員等として就労した日から、愛媛県内で居宅介護サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業所を実施する事業所で、引き続き2年間、介護職員等として従事すること。

貸付対象者 すべてを満たす方

- 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方
- 居宅介護サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業所を実施する事業所に介護職員として就労又は内定している方
- 介護分野就職支援金利用計画書を提出した方

※5 介護分野への就職と同時に研修を受講し、研修終了後に研修修了証を提出する方も対象となります。
その場合は、事前に本会へご相談ください。

離職した介護人材の再就職準備金・障害福祉分野就職支援金との併用はできません。

6 福祉系高校修学資金

指定の福祉系高校で、介護福祉士の資格取得を目指す学生に修学資金等を貸付します。

貸付額 年に1回（1年分交付）

- ①修学準備金 3万円（入学時のみ）
- ②介護実習費 年3万円以内
- ③国家試験受験対策費用 年4万円以内
- ④就職準備金 20万円以内（最終回のみ）

※授業料及び入学に充当することはできません。

連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。

保証人は法定代理人とします。法定代理人が保証人の要件を満たさない場合、別の保証人を立てることができます。

貸付対象者

- 指定福祉系高校に在学している方
- 指定福祉系高校の推薦がある方

申込先 在学している福祉系高校

松山学院高等学校
愛媛県立川之石高等学校

返還免除要件

資格取得後、介護福祉士の登録日と愛媛県内において居宅介護サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業所を実施する事業所で介護業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から、引き続き3年間従事すること。

7 福祉系高校修学資金返還充当資金

福祉系高校修学資金貸付者の学生で、卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、返還となる場合に返還に充てる資金を貸付します。

貸付額 福祉系高校修学資金と同額

連帯保証人

個人1名又は1法人の連帯保証人が必要です。

保証人は法定代理人とします。法定代理人が保証人の要件を満たさない場合、別の保証人を立てることができます。

返還免除要件

資格取得後、介護福祉士の登録日と愛媛県内の介護分野以外の福祉分野の事業所又は施設で介護職員等として就労した日の属する月のいずれか遅い月から、引き続き3年間充当資金返還免除対象業務に従事すること。

貸付対象者

- 福祉系高校修学資金を利用した方で、卒業後介護福祉士の登録を行い、福祉系高校修学資金の返還免除対象業務外の福祉分野に就職した方

申込先 愛媛県社会福祉協議会

福祉系高校修学資金から福祉系高校修学資金返還充当資金への契約変更となります。

申請から免除までの流れ

申請

申請に必要な書類を提出
(※資金種類によって提出書類及び提出先が異なります。)

審査

貸付について、愛媛県社会福祉協議会が審査を行います。

貸付決定

貸付の可否を文書でご連絡します。

借用書作成

借用書・印鑑証明書（申請者・連帯保証人）振込口座申請書の提出

送金

一括又は分割交付（※資金種類によって異なります。)

猶予期間

資金種類に応じ5年間・3年間・2年間の従事期間が返還猶予期間となります。

返還猶予申請書（全ての方）

介護等業務従事届（全ての方）

介護福祉士等登録届

（
1 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金
2 介護福祉士実務者研修受講資金
6 福祉系高校修学資金
7 福祉系高校修学資金返還充当資金
）の方

氏名・住所変更届（氏名・住所・連絡先に変更のあった方）

従事先変更届（従事先に変更のあった方）

※猶予期間中に従事先を変更する場合は、従事していた事業所等の従事期間証明書を取得してください。

※休職又は離職する際は、事前に本会へご連絡ください。

返還免除申請

返還免除対象業務に5年間又は3年間、2年間の従事があった場合
(※資金種類によって異なります。)

返還免除申請書（全ての方）

従事期間証明書（全ての方）

返還免除

返還免除申請書と従事期間証明書の内容を審査し適当と認められた場合は、返還が免除されますので借用書をお返しします。



よくある質問



国家試験に不合格になった場合、返還になりますか？

Q

(1 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 2 介護福祉士実務者研修受講資金)
(6 福祉系高校修学資金 7 福祉系高校修学資金返還充当資金)

A. 返還猶予申請書と国家試験を受けたことの証明(受験票など)の提出と次年度の国家試験を受ける意思があると判断された場合には、1年間の猶予を受けることができます。

Q

実務経験が3年を満たしていない場合でも実務者研修受講資金の貸付申請をすることができますか？

A. 貸付を受けることができます。例えば、実務経験2年で受講した場合、国家試験を受けるまでの1年間は猶予申請書を提出していただき、猶予期間とすることができます。

Q

再就職準備金の1年以上の実務経験とはどういうことですか？

A. 「平成24年度以降、処遇改善加算のある介護保険サービス事業所等で、有資格の状態で1年以上勤務している」ことを指します。

Q

介護の仕事に1か月程従事した後、他業種で働き、再び介護の仕事に従事することとなりました。その場合、介護分野就職支援金の貸付は受けられますか？

A. 介護分野就職支援金と障害福祉分野就職支援金は、過去に福祉の仕事に従事したことがない方が対象です。この場合は貸付対象外となります。

Q

返還免除の要件である従事期間は複数の事業所に勤めた場合、通算できますか？

A. 従事期間は通算できます。ただし、離職後、原則1か月以内の再就職が必要です。離職し再就職する場合は、事前に本会へご連絡いただき手続きが必要です。

Q

貸付を受けた人が、連帯保証人になることはできますか？

A. 返還免除になっていない方は、連帯保証人になることはできません。また連帯保証人の方は、貸付をご利用された方が返還免除になるまで、本貸付をご利用になれません。連帯保証人の方で、貸付の申請を希望される方は本会へご相談ください。

Q

他の制度との併用はできますか？

A. 職業訓練として実務者研修を受講する場合、実務者研修受講資金は貸付対象外となります。他の貸付についても、他制度との併用の可否がありますので、事前に本会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課

〒790-8553 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内
TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398